

「写」

保 発 第 0508001 号

平成 2 1 年 5 月 8 日

都道府県知事 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の
一部を改正する省令の施行について

標記省令については、本日厚生労働省令第 1 1 0 号として公布され、同日施行されることとなった。

改正の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりであるので、御了知の上、その取扱いに遺漏ないようにされたい。

記

第 1 改正の趣旨

医療保険事務の効率化等を推進するため、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）による診療報酬及び調剤報酬（以下「診療報酬等」という。）の請求手続の一態様として、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（以下「請求省令」という。）において電子情報処理組織の使用による費用の請求（以下「オンライン請求」という。）が規定され、保険医療機関等の種別や規模、レセプトコンピュータの状況等に応じて、順次オンラインによる請求に限定することとしているところである。

請求省令附則第 4 条第 1 項により、本年 3 月 31 日まで書面による請求又は光ディスク等（フレキシブルディスク又は光ディスクをいう。以下同じ。）を用いた請求を行うことができるとされ、したがって本年 4 月診療分からオンライン請求に限定される保険医療機関等のうち、オンライン請求できないものは 4 月診療分から診療報酬等が支払われなくなり、特に零細な保険医療機関等について資金繰りの悪化、廃業という事態を引き起こし、ひいては地域医療に重大な影響を与えることも懸念されることから、これらの保険医療機関等が引き続き診療報酬等を請求できるよう、今般、緊急に請求省令を改正することとしたものである。

第 2 改正の内容

1. 附則第 4 条第 3 項の新設

平成 2 1 年 4 月診療分の請求からオンライン請求の義務化の期限が到来する保険医療機関等のうち、最初の請求期限が到来した日（5 月 1 0 日）においてオンライン請求することができないものについて、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間でオンライン請求を行える体

制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができることとしたこと。

2 改正前の附則第4条第3項を第4項とする等の改正

附則第4条第3項の新設に伴い、改正前の附則第4条第3項を第4項とするとともに、新設された附則第4条第3項の規定の適用を受けて書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関等については、改正前の附則第4条第3項の規定の適用対象から除くとともに、同項を附則第4項としたこと。

第3 施行日

公布の日（平成21年5月8日）から施行すること。

第4 留意事項

1 改正省令の対象となる保険医療機関等

- ① 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第110号。以下「改正省令」という。）により、本年4月診療分からオンライン請求が義務付けられる保険医療機関等のうち、5月10日においてオンライン請求を行う体制の準備が整っていないところに限り、例外的な取扱いとして緊急避難的に準備に必要な期間、オンライン請求義務化の期限を延長するものであること。

したがって、5月10日においてオンライン請求を行うことができる保険医療機関等については、オンライン請求する必要があることは言うまでもないこと。具体的には、保険医療機関等がオンライン請求を開始する意思表示として、既に請求省令第3条第1項（事務代行者を介したオンライン請求を行う場合、第4条により読み替えられた第3条第1項も含む。）に基づくオンライン請求の開始の届出（以下「オンライン開始届等」という。）を審査支払機関に提出している場合には、附則第4条第3項が適用されるものではないこと。

なお、審査支払機関にオンライン開始届等を提出しているにもかかわらず、改正省令の公布日及び施行日等に鑑み、5月請求分において書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行った場合には、6月請求分以降は自らオンライン請求を行うか、請求省令第4条により事務代行者を介してオンライン請求を行うか、いずれかによる必要があること。

- ② また、オンライン開始届等を提出していない場合であっても、提出していないことを除きオンライン請求を行う準備が整っている場合には、本来改正省令の期限猶予措置の対象とはならないものであり、迅速に審査支払機関にオンライン開始届等を提出して、オンライン請求に移行する必要があること。したがって、特別の事情がない限り、遅くとも6月請求分からは自らオンライン請求を行うか、請求省令第4条により事務代行者を介したオンライン請求を行うか、いずれかによる必要があること。

例えば、既に光ディスク等を用いた請求を行っている薬局については、自らオンライン請求を行うための回線敷設について具体的な予定がない場合には、特別の事情がない

限り事務代行者による代行送信を利用してオンライン請求を行う必要があること。

2 猶予期限

猶予期限については、第2の1のとおりであるが、保険医療機関等における実態把握、指導、設備の導入等の準備に必要な期間として、実態を見極め、半年以内を目途に実現するよう、具体的な猶予期限を設定する予定であること。

設定された期限以降、オンライン請求を行わない保険医療機関等については、原則どおり診療報酬は支払われないことになるものであること。

3 期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に係るオンライン請求化に向けた指導

改正省令による期限猶予措置の対象となった保険医療機関等については、審査支払機関等と十分連携を図りながら、迅速にオンライン請求を行えるよう、以下のとおり早期の実態把握、指導の徹底を図ることとしていること。

なお、下記①及び②における書面の様式は、別添のとおりであること。

- ① 5月請求分の診療報酬請求後、可及的速やかに、オンライン請求化の準備状況、今後の予定、対応できなかった理由等、具体的な状況について書面で提出を求めることとしていること。
- ② その後、毎月診療報酬等の請求時に、オンライン請求に向けた準備の進捗状況等について、書面で提出を求めることとしていること。
- ③ 猶予期限までにオンライン請求に移行できるよう、厚生労働省、審査支払機関から保険医療機関等に対し勧奨・指導を行うこととしていること。特に、書類を提出しない、今後の予定が未定である等、取り組みが遅れている保険医療機関等については、国において、審査支払機関と連携を図りつつ、繰り返し指導を行うこと。
- ④ 猶予期限徒過後は診療報酬が支払われないことについて警告を行うこと。